

子どもと家庭を守るプロジェクト検討 事前資料

令和3年10月6日
令和3年度第2回子ども・子育て会議

子どもをとりまく背景・国の動向

近年、地域の人々とのつながりが薄い、核家族化が進むなどして、子育てへの協力や心のよりどころが得られない父母が増えている。さまざまな要因が重なり、精神的につらい思いを抱えている父母がいる。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加しています。

子どもへの虐待って何？

親などの養育者が、子どもに身体的な危害を加える、きちんとした養育を行わない等して、子どもの心と身体に傷をつけ、健やかな成長をそこなうこと。

虐待はなぜ起きるの？

“しつけのために体罰は必要”との考え違いも。

でも、誰しも可愛いわが子を傷つけたいとは思わない。

子どもの虐待はどの家庭でも起こりうる問題。

多くの親は虐待している自分自身に悩み、やめたいと苦しんでいるが、誰にも打ち明けられずにいる。

虐待の種類

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させる行為をいいます。

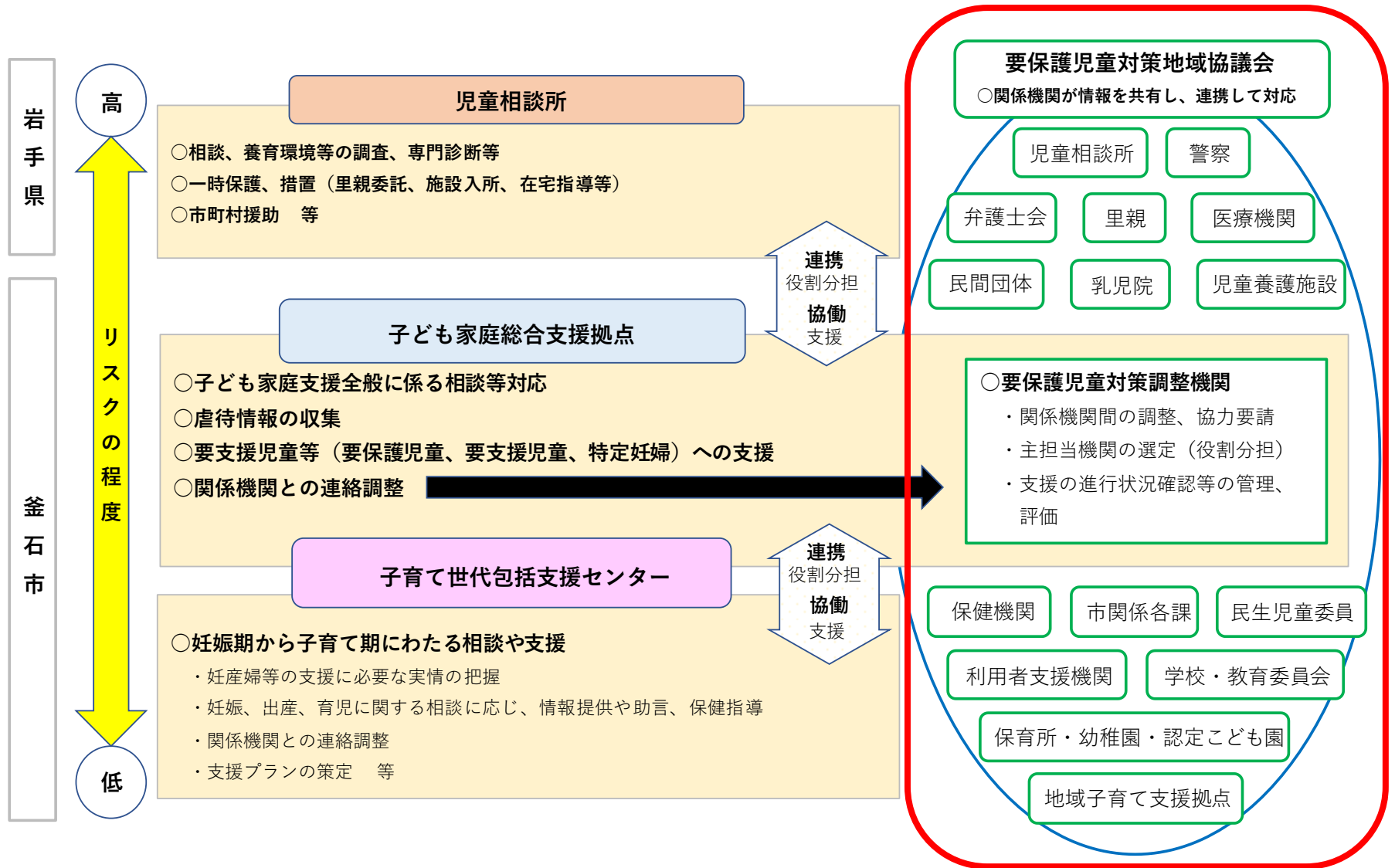
ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

適切な食事を与えない・汚れた衣服を着続けさせる・家に閉じこめる・病気になっても医者に診せないなど、養育に不適切な関わりや怠慢、無関心をいいます。

心理的虐待

言葉による“おどし”・無視・拒否的な態度のほか、家庭内での配偶者に対する暴力など、子どもの心を著しく傷つける行為をいいます。

児童等に対する必要な支援を行う体制の関係イメージ図



釜石市要保護児童対策地域協議会(平成17年～)

(1)要保護児童対策地域協議会(要対協)とは

要対協は、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」です。

(2)要保護児童対策地域協議会の役割

- ・ 要対協の法的位置づけ（児童福祉法第25条の2）
- ・ 平成16年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対して、関係機関が情報を共有し、連携して対応していくための組織として、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置できるとされ、その後、平成19年の児童福祉法改正で「要対協を置くよう努めなければならない。」と努力義務化されました。

市町村要保護児童対策地域協議会の構造と運営

調整機関（市町村児童福祉担当課）

【役割】虐待ケースに関する情報の一元管理・関係機関のコーディネート

代表者会議

【役割】

- ・虐待問題への認識の向上
- ・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり
- ・子ども虐待防止システムの検討

【参加者】

各機関の代表者

【開催頻度】

年1～2回又は緊急時

【活動内容】

- ①関係機関との連携・協力・情報交換
- ②広報・啓発
- ③講演・研修

実務者会議

【役割】

- ・個別ケースの総合的な把握
- ・子ども虐待防止対策の課題の整理

【参加者】

各機関の実務者

【開催頻度】

定期的（月1回若しくは2～3ヶ月に1回程度）

【活動内容】

- ①定例的な情報交換
- ②ケースの進行管理
- ③ネットワーク全体の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

【役割】

個別ケースの支援

【参加者】

各機関の担当者

【開催頻度】

必要に応じて

【活動内容】

- ①支援方針の確立
- ②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③次回会議（評価及び検討）の確認

<効果的な運営方法>

- 1 基本は「子どもの安全確保と人権擁護」⇒ 迷った場合には基本に戻る。
- 2 前向きな議論 ⇒ 済んだことを責めず、今後について検討する。
- 3 それぞれの機関の役割や境界の正しい理解
⇒ できないことを責めず、できることを話し合う。
- 4 支援方針に基づく各機関の役割分担と責任の明確化 ⇒ すきまをつくらない。
- 5 タイムスケジュールを決め、予定どおり進んでいるかを確認
⇒ うまく進んでいない場合にはすみやかに支援方針の見直しを行う。
- 6 地域資源の活用 ⇒ 人・モノ・制度の総ざらい。

警
察

（主任）児童委員

保育所・幼稚園

市町村母子保健担当課

広域振興局・保健所

児童相談所

学校・教育委員会

医師会・医療機関

社会福祉協議会

そ
の
他

釜石市

代表者会議 1回

・実務者会議
（7、9、11、2月）4回

令和元年度の活動状況

①年齢別虐待種類別分類（釜石市）

※第1～4回実務者会議進行管理台帳登載分
養護相談その他、特定妊婦含む＜受理時点の年齢による分類＞

	0～3歳未 満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生他18 歳未満	特定妊婦	合計
身体的虐待			3				3
性的虐待							
ネグレクト	3	3	4	3	2		15
心理的虐待		2	2	3			7
養護相談その他	1		3	4	2		10
特定 妊婦						30	30
合計	4	5	12	10	4	30	65

②主たる虐待者（釜石市）

※第1～4回実務者会議進行管理台帳登載分

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
0	1	24	0	0	25

③ケース検討会議

（子ども課出席分）
主催：釜石市 20回（5世帯）
児童相談所 7回（2世帯）
教育機関 2回（2世帯）
医療機関 5回（2世帯）

令和2年度の活動状況

①年齢別虐待種類別分類（釜石市）

※第1～4回実務者会議進行管理台帳登載分

※（ ）内は調査後虐待が確認されなかった件数
養護相談その他、特定妊婦含む＜受理時点の年齢による分類＞

	0～3 歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生他 18歳未満	特定妊婦	合計
身体的虐待	2(2)	1	3	1 (1)			7(3)
性的虐待							0
ネグレクト	3(1)	3(2)		2	1		9(3)
心理的虐待		1					1
養護相談その他	2	2	1	1	0		6
特定妊婦						20	20
合計	7(3)	7(2)	4	4(1)	1	20	43(6)

②主たる虐待者（釜石市）

※第1～4回実務者会議進行管理台帳登載分

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
1	0	16(5)	0	0	17(6)

③ケース検討会議

（子ども課出席分）

主催：釜石市 18回（4世帯）
児童相談所 9回（5世帯）
教育機関 4回（4世帯）
医療機関 0回（0世帯）

児童虐待による死亡事件

全国：目黒区虐待死事件、千葉県虐待死事件、札幌市虐待死事件等

岩手県：H30年4月に1歳9か月（当時）の男児がネグレクトにより死亡

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- （1）児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- （2）国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- （3）国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- （4）親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- （1）市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- （2）支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- （3）国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- （1）市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- （2）市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- （3）政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- （4）都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- （5）児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- （1）親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- （2）都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- （3）養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- （4）自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 1

【児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による改正内容】

○国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化

課題

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

＜役割・責務の分担のイメージ＞

児童・保護者・妊産婦等

児童の身近な場所における継続的な支援

市町村

- ・ 一時保護、施設入所等措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・ 広域的な対応

助言・援助

都道府県（児童相談所）

児童が適切に養育される体制の確保、助言、情報の提供

国

地域における支援の体制、専門性のバラツキを解消し、均てん化を図る

児童福祉法における市町村の役割

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄) ※いずれの規定も平成28年改正で新設

第3条の3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第10条の2 **市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。**

市町村における支援拠点の整備

【平成29年4月施行・児童福祉法】

課題

- 児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。
- 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

改正法による対応

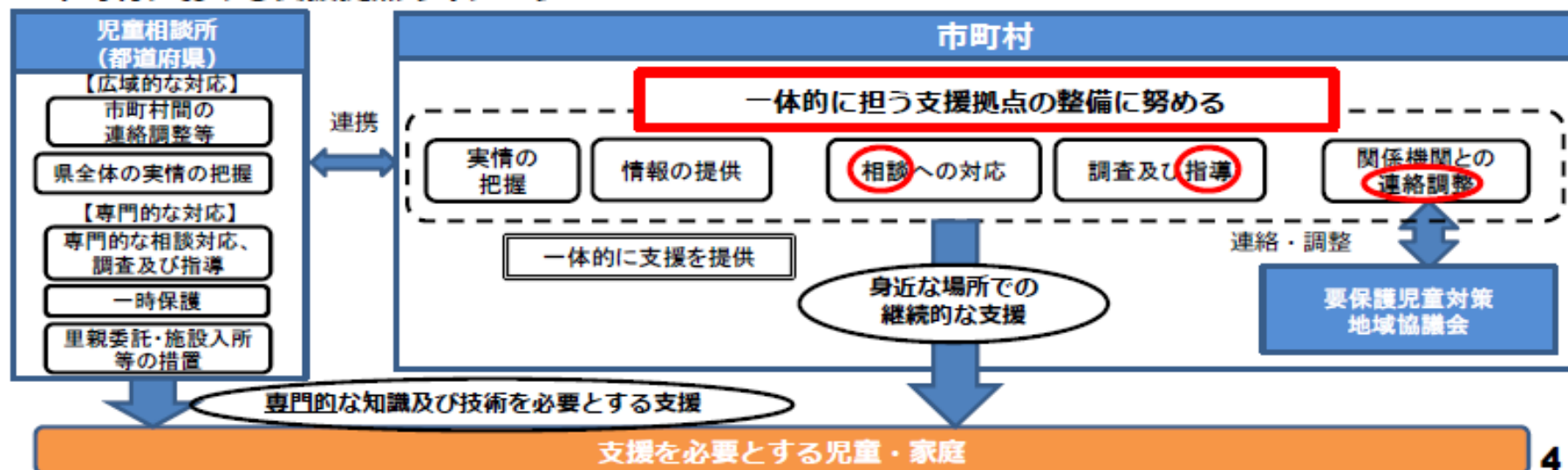
- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。

※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。

※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを想定。

※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業(予算)の創設を検討。

<市町村における支援拠点のイメージ>



子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備

平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正により、努めるよう明記された



妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う

「子育て世代包括支援センター」の設置

(平成29年4月1日母子保健型として設置済)

及び

児童等に対する必要な支援を行うための、

「子ども家庭総合支援拠点」の整備

2022年までに

。

釜石市子育て世代包括支援センターにおける取り組み

～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援～

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児などの母子保健に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

〈人員体制〉 子ども課+健康推進課母子保健係
センター所長（子ども課長）、
センター次長（健康推進課長）、
保健師3名（母子保健コーディネーター）
助産師1名（委託：週2日）ほか

妊娠前

妊娠・出産

産後

育児

医療機関・保健所・児童相談所・子育て支援機関（保育所、子育て支援センター）・民間団体との連携

特定不妊治療費
助成事業

母子健康手帳の交付

- ・母子健康手帳交付、面談、相談
- ・母子健康管理表の作成

集団検診などは、栄養士、
歯科衛生士、各地区OC保健師の
協力不可欠

産後ケア事業

（まんまるぎゅっと）
助産師等による保健指導
及び育児指導など

乳児一般健康診査

予防接種事業
任意予防接種

6カ月児健康診査
・BCG予防接種

もぐもぐごっくん教室
かみかみごっくん教室

1歳6カ月児健康診査
及び3歳児健康診査

2歳児いい歯健康診査

フッ化物塗布事業

3歳児健康診査

4歳6カ月児発達検査

産前・産後サポート事業（まんまるサロン・ヨガ・助産師による訪問、電話相談）
妊婦等の交流、妊娠・出産・産後や女性のこころとからだの悩み相談、乳児の体重測定、母乳相談、子育て相談など

パパママ準備教室

（妊娠中の過ごし方や栄養のお話、
パパの妊婦体験、先輩ママとの交流会など）

新生児聴覚検査

（費用の一部を助成）

ベビーマッサージ教室

（母子の触れ合いづくり）

産婦健康診査

妊婦一般健康診査

妊婦歯科健康診査

保健師による訪問、相談、支援（支援プラン）

妊産婦家事支援サービス事業（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃等）

妊産婦健康診査交通費助成金（出産におけるリスクが高い妊婦への交通費の一部を助成）

子ども課
発達支援室と

子ども課と

教育・保育施設・子育て
支援施設等の情報提供

子どもの発達相談



子育て世代包括支援センター

【例えばこのようなときはご相談ください。】

妊娠期：初めての妊娠で不安がいっぱい。妊娠中に参加できる教室はあるの？出産準備にどんなものが必要かな？

子育て期：赤ちゃんの体重増加が不安。身近に協力者がいない。こどもが順調に成長しているか心配。

【相談方法】

妊娠期：母子手帳交付時に保健師がすべての妊婦さんと面談し、妊婦さんの体調や不安なことが無いかなどをお話します。

継続した支援を希望される妊婦さんには、その後も電話や来所での相談をお受けします。

出産後：全てのお宅に保健師が訪問し、赤ちゃんや産婦さんの健康状態の確認や行くのアドバイスをさせていただきます。

継続した支援を希望される方には、その後も電話や来所での相談をお受けします。

子育て期：離乳食の進め方や、お子さんの成長や発達についてなど、さまざまなご相談に応じます。

【プランの作成】

安心して出産や育児をするために、利用したいサービスや希望の支援、ご自身で取り組むセルフケアを一緒に考え希望者にはプランを作成します。

子育て世代包括支援センターではプランに基づいて継続的に妊娠・出産・子育てをサポートします。

◆子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対しては、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」と連携し、切れ目のない支援を一体的に実施する。

ステージごとの切れ目のない支援

子育て世代包括
支援センター

学校・教育委員会

子育て世代包括
支援センター

・乳幼児健診

保健師・心理士

・子育て支援センター

・保育園

・小学校

・中学校

・高校

・専門校・大学事業所・会社

・結婚・妊娠・出産

保健師・助産師

生活保護担当部局、障害福祉部局、高齢福祉部局、保健部局等

子ども家庭総合支援拠点

課題

- ・ひとつの家庭の支援が長きにわたる。
(連鎖、反復)

子ども家庭総合支援拠点とは



心身ともに健やかな子どもの成長を支援するため、
子どもがいる家庭などから相談を受け、
必要な情報提供や支援などを行う相談支援機関として、
保健福祉部こども課内に設置をイメージしています。

子育てに関する悩みや困りごと、児童虐待やDV（配偶者等に対する暴力）に対し、
専門の相談担当が対応します。

必要に応じて、他の機関とも連携しながら、子どもと子育て家庭をサポートします。

子ども（18歳まで）とそのご家庭や妊婦等に関する児童家庭総合相談

保護者はもちろん、子どもの関係者、子どもご本人も相談でき、相談内容は秘密厳守

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(抄)

(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(1) 資格要件

子ども家庭支援員

・実情の把握
・相談対応
・総合調整
・調査、支援及び指導等
・他関係機関等との連携

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者(4)に規定する者を除く。)
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者(16)に規定する者を除く。)
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員
なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

心理担当支援員 ・心理アセスメント ・子どもや保護者等の心理的側面からのケア	大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
虐待対応専門員 ・虐待相談 ・虐待が認められる家庭等への支援 ・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整	(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの (3) 医師 (4) 社会福祉士 (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの (9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。） (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者 (11) 保健師 (12) 助産師 (13) 看護師 (14) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの (15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者 (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間 (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(16)に規定する者を除く。） (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員 なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(2) 配置基準

類 型	児童人口規模 (人口規模)	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員 (※1)
小規模A型	児童人口：概ね0.9万人未満 人口：約5.6万人未満	常時2名(※2)	—	—
小規模B型	児童人口：概ね0.9万人以上 1.8万人未満 人口：約5.6万人以上約11.3万人未満	常時2名	—	常時1名
小規模C型	児童人口：概ね1.8万人以上 2.7万人未満 人口：約11.3万人以上約17万人未満	常時2名	—	常時2名
中規模型	児童人口：概ね2.7万人以上 7.2万人未満 人口：約17万人以上約45万人未満	常時3名	常時1名	常時2名
大規模型	児童人口：概ね7.2万人以上 人口：約45万人以上	常時5名	常時2名	常時4名

※1 上記の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置する。

算式) [当該市町村の児童虐待相談対応件数 - 当該市町村の児童人口 × 全国の児童虐待相談対応件数 / 全国の児童人口] ÷ 40

※2 人口5万人未満の市町村においては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合には、常時1名体制可。

児童家庭相談

- ・子どもへの関わり方がわからない
- ・子どもが学校に行きたがらない（引きこもってしまった）
- ・子どもが友達とうまく遊べない
- ・子育てがうまくいかない



発達相談

。

女性（婦人）相談

- ・夫や交際相手から暴力を受けている（DV、デートDV）
- ・家族関係がうまくいかない
- ・セクハラ、パワハラを受けている
- ・ストーカー被害を受けている

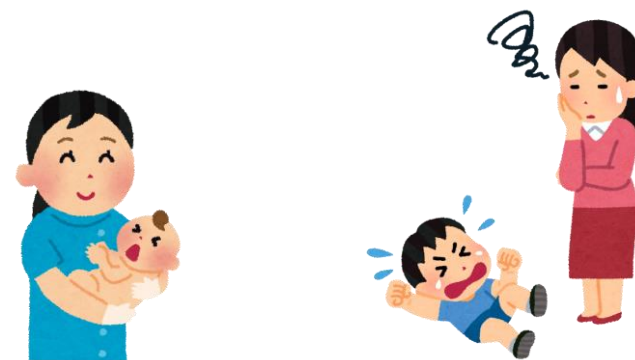


主に女性が抱えやすい悩みや問題について、専門の相談員がサポートします。

虐待相談

- ・子どもにイライラして叩いてしまいそう・・・
- ・自分は虐待をしているのかも・・・
- ・虐待を見かけた

専門の相談員が、関係機関と連携しながら対応します。





特別な支援を必要とする子ども

○背景

自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等の「発達障がい」と診断される児童の数は、年々増加傾向にあります。

これは、平成16年に発達障害者支援法が施行されて以降、発達障がいについての判断基準の明確化や、医療・保健・福祉関係者や保護者に広く認知されるようになったためと言われています。

当市では、平成23年度に、子ども課内に発達支援室を設置（H23.10.1）し、臨床心理士を配置により、特別な支援を必要な子への早期発見、早期療育、情報の共有・連携にもとづく、途切れない支援の仕組みづくりを推進してきました。

臨床心理士（発達支援室）

・市が実施する乳幼児健診の結果等から、保健師と連携し、支援を必要とする児童の早期発見及び専門的な助言・指導により、多面的・包括的療育支援を可能としています。

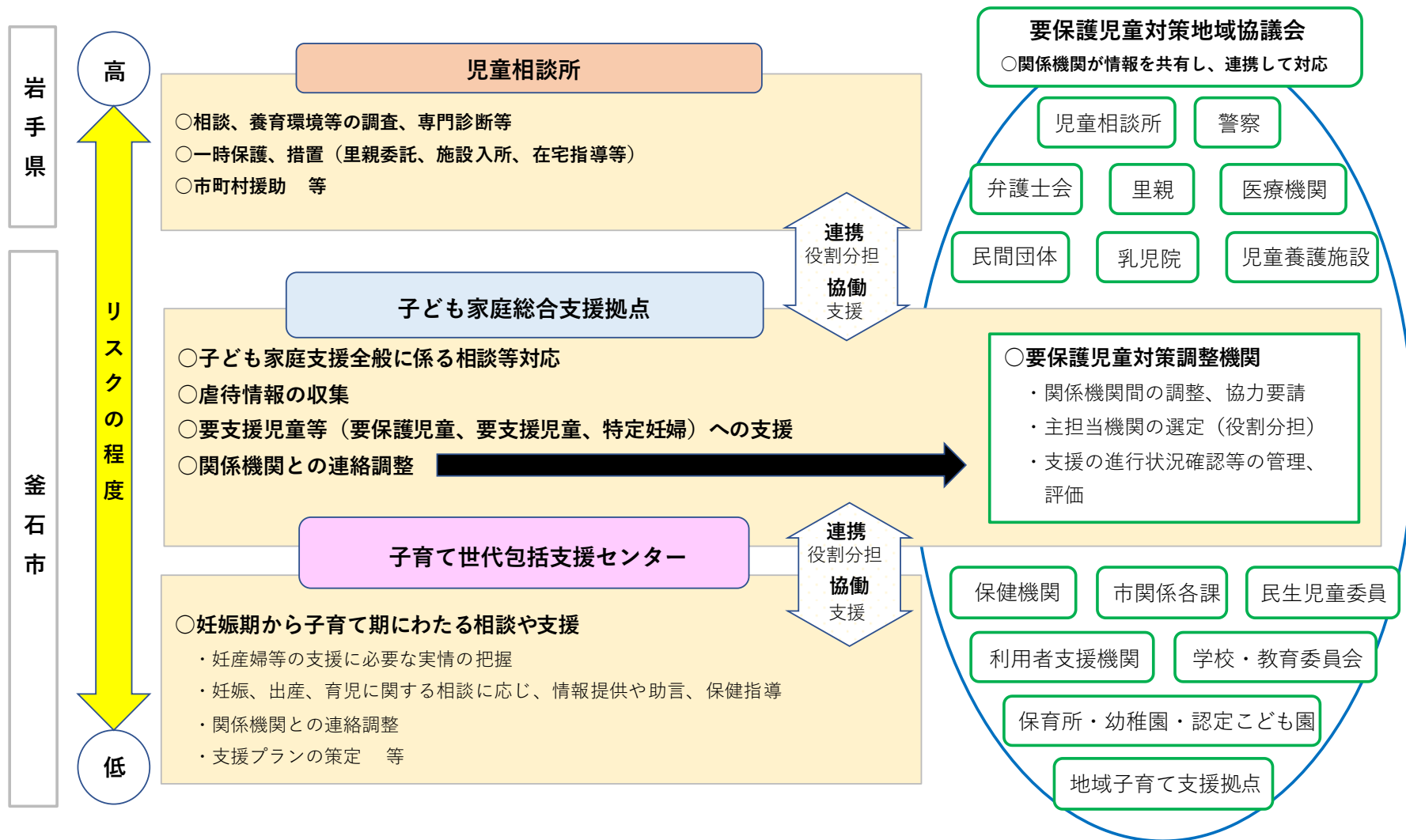
また、保育所・幼稚園等へ出張心理相談を実施し、保育者支援を行っているほか、保護者からの相談にも対応しています。

現在 臨床心理士・公認心理師

（非常勤）週4日 1名、週1日 1名



児童等に対する必要な支援を行う体制の関係イメージ図



★民生委員・児童委員とは

～住み慣れた地域で安心して暮らせるためのお手伝い～



【民生委員・児童委員】

- ・ 民生委員法に基づき、
- ・ 市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談に応じたり、必要な情報の提供や支援を行っています。
- ・ 全ての民生委員は、
児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、
児童や妊産婦への援助も併せて行うこととなっています。

【主任児童委員】

- ・ 児童福祉法により
- ・ 児童福祉関係機関や児童委員との連絡調整や子育て世帯への支援などを行っています。 **（8地区 2名ずつ 計16名）**

【民生委員・児童委員、主任児童委員の身分】

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた県の非常勤特別職で、給与は支給されません。 《無給のボランティアとして活動しています》

活動 ～秘密は守られます。お気軽にご相談を～

相 談	地域住民が抱える問題について、相手の立場にたち、親身になって相談に乗ります
連絡通報	住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
生活支援	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
情報提供	社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します
調 整	住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。